

●漁船損保公示第31号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和4年9月22日から同年10月6日まで直島漁業協同組合において縦覧に供する。

令和4年9月22日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名

香川郡直島町890番地49 有限会社 達磨水産

香川郡直島町4782番地7 岡田水産 有限会社

香川郡直島町2154番地2 有限会社 白峰水産

2 加入区の名称

直島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

直島漁業協同組合